

新潟市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱
(目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、市立学校に在学する児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の保護者（法第16条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する災害共済給付に係る共済掛金（以下「保護者等共済掛金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(保護者等共済掛金の額)

第2条 保護者等共済掛金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 法第18条の定める義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。） 児童生徒1人につき年額460円（ただし、児童生徒が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する場合は、児童生徒1人につき年額20円）
- (2) 中等教育学校 後期課程 生徒1人につき年額1,780円
- (3) 高等学校 全日制 生徒1人につき年額1,780円
- (4) 高等学校 定時制 生徒1人につき年額790円
- (5) 幼稚園 幼児1人につき年額210円

(保護者等共済掛金の免除)

第3条 義務教育諸学校の児童生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第17条第4項ただし書の定める経済的理由によって納付することが困難であると認められるときに該当するものとして、保護者等共済掛金は徴収しない。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 新潟市就学援助事業実施要綱第3条第2号又は第3号に該当する者
- (3) 新潟市避難者就学援助事業実施要綱第3条に該当する者
- (4) 前各号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると市教育委員会が認めた者

(徴収の時期)

第4条 保護者等共済掛金は、各年度の10月31日までに徴収するものとする。ただし、同日後に前条各号のいずれにも該当しないことが判明した者及び法第16条第1項の同意をした者に係る保護者等共済掛金は、随時徴収する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか保護者等共済掛金の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。